

高度計装アライアンスグループ

細 則

制定 2012年6月18日

改訂1 2012年7月17日

1. 活動を通じその社会的有用性を認識した会員から、活動のさらなる発展のため任意の寄付を募る。寄付金の額も任意であるが、目安は次の通りとする。

会員カテゴリーA：一口につき25,000円

会員カテゴリーB：一口につき10,000円

会員カテゴリーC：規定しない

個人会員：一口につき3,000円